

## 登録認証機関「福島県」取消事業者一覧

認証番号	生産行程管理者	住所	認証に係る農林物資の種類	取消し年月日	取消しの理由
135	昊ファーム	双葉郡広野町広洋台二丁目2番地5	有機農産物	令和7年3月19日	JAS 法施行規則第48条第1項3号ホ(1)に該当するため。

公表を行う期間は、取消年月日から1年間を経過する日までです。

認証番号	生産行程管理者	住所	認証に係る農林物資の種類	取消し年月日	取消しの理由
136	Vegetable Farm Furukawa 古川祥光	伊達市伏黒字西平 28-7	有機農産物	令和7年6月9日	JAS 法施行規則第48条第1項3号ホ(5)に該当するため。

公表を行う期間は、取消年月日から1年間を経過する日までです。